

議案第3号

飯能市奨学金基金条例（案）

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、奨学金の貸与に要する経費の財源に充てるため、飯能市奨学金基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳出予算に定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入しなければならない。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、奨学金の貸与に要する経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月28日提出

飯能市長 大久保 勝